

## 佐賀県オフィス環境整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県内におけるIT関連等企業の立地を図り、本県産業の振興及び雇用の安定拡大に資するため、県内でオフィス環境の整備を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「IT関連等企業」とは、入居するオフィスにおいて、次に掲げる事業を主たる事業として営む事業者をいう。

- (1) 情報サービス業（日本標準産業分類）及びそれに類する事業
- (2) インターネット附随サービス業（日本標準産業分類）及びそれに類する事業
- (3) バックオフィス（経理、総務、人事等の管理業務又は書類の収発、データ入力等の事務作業等の業務を集約的に行う事業）及びコールセンター（日本標準産業分類）
- (4) 機械設計業（日本産業分類）、商品検査業（日本標準産業分類）、非破壊検査業（日本標準産業分類）及び研究開発支援検査分析業（製造業者、研究機関等が研究開発を行う際に必要とする支援業務（各種検査・分析、試料等の試作を受託に基づき提供する業務）を営む事業）
- (5) 事業所を統括又は管理する本社機能（調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門及びその他管理業務部門）

2 この要綱において「オフィススペース」とは、IT関連等企業によりその事務所又は事業所として利用されることを目的として整備された賃貸用業務施設（共用会議室を含む）をいう。

3 この要綱において「オフィスビル」とは、オフィススペースをその用途の一つとして整備された建築物をいう。

4 この要綱において「対象入居企業」とは、次条に定める対象施設に入居するIT関連等企業のうち、県又は市町と立地に係る協定（市町との協定については、県の立会いの下に締結されたものに限る。）を締結した者をいう。

5 この要綱において「特定市町」とは、本補助金と同様の補助制度を持つ市町で県が指定した市町をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助の交付を受けることができる者は、別表第1に定める補助金の対象となるオフィスビル又はオフィススペース（以下「対象施設」という。）の整備を行い、賃貸により対象入居企業に対象施設を使用する権利を提供する者で、次条により市町の推薦に基づき知事が承認した者とする。

### (事業承認)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、対象施設の取得又は工事に着手する日の30日前までに、事業承認申請書（様式第1号）及び市町による推薦書（様式第2号）を添えて知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、別表第1及び別表第2に定める要件の全てを満たすものと認めるときは、補助事業者に対し、事業承認通知書を通知するものとする。

3 事業承認申請書の受付期限は、令和6年11月30日までとする。ただし、申請者が多数の場合は、申請受付期間中であっても受付を終了する場合がある。

4 補助事業者は、県及び市町と協力し、対象施設へのIT関連等企業の誘致に努めること。

(変更手続き)

第5条 補助事業者は、前項の規定により事業承認を受けた後、その内容に変更が生じたときは事業内容変更承認申請書(様式第3号)により知事に申請しなければならない。

(交付要件等)

第6条 補助金の交付の要件、補助金額及び交付限度額は、別表3のとおりとする。

また、補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。

なお、補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 第3条の補助事業者は、前項の第2号から第7号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(整備完了報告)

第7条 補助事業者は、対象施設の整備の完了後30日以内に、整備完了報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告内容を検査した結果、適当であると認めるときは、対象施設整備完了確認通知書を通知するものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第8条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書及び規則第12条第1項に規定する実績報告書は様式第5号のとおりとし、別表4に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書及び実績報告書(以下「申請書等」という。)は、補助事業者が別表第3に定める交付要件を満たした日から1か月以内又は毎年度3月15日のいずれか早い日(交付要件を満たした日が3月16日以降3月末までに到来したときは3月末日まで)とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到着してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日(申請書等の補正に係る期間を除く。)とする。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(補助金の交付)

第10条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は様式第6号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(事業の休止又は廃止)

第11条 補助事業者は、対象施設を業務開始後5年以内に休止又は廃止しようとするときは、様式第7号により速やかに知事に届け出なければならない。ただし、災害、倒産その他知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- 2 休止とは、対象施設に係る事業の全てを1年以上停止させることをいう。

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、額の確定の有無に関わらず補助金の交付の全部、又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
- (2) 補助金を交付目的に反して他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したとき
- (4) 第6条第1項の各号の規定のいずれかに該当することが判明したとき
- (5) 災害、倒産その他知事がやむを得ないと認める場合を除き、交付決定を受けた日から起算して5年以内に対象施設としての用途を変更、譲渡したとき

- 2 知事は前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産処分の制限)

第13条 規則第22条ただし書の規定による財産の処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第22条の規定により知事の財産処分の承認を受ける場合の財産処分承認申請書は、様式第8号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付等に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

○別表第1（第3条、第4条関係）

補助金の対象施設の要件	<p>補助金の対象となる対象施設は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。</p> <p>(1) 県内において新たに整備するものであること</p> <p>(2) 新築のもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）における昭和56年6月以降の新耐震基準に適合する施設の改修によるものであること。 ただし、改修において、対象入居企業が新耐震基準に適合しないことに承諾する場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 新築の場合は、OAフロア、非常用発電設備、24時間セキュリティ設備が完備されていること、施設改修の場合は、それらの設備及びその他IT関連等企業に必要な設備が可能な限り整備されていること。</p> <p>(4) 共用部分を除く対象施設に係る部分の床面積が60㎡以上であること。</p> <p>(5) 対象施設への入居企業は、原則として、この要綱に定めるIT関連等企業とすること。</p> <p>(6) その他法令に合致しているものであること</p>
-------------	---

○別表第2（第3条関係）

補助事業者の要件	<p>次の要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) 佐賀県内に本店又は支店その他の事業所を有する者で、県税に係る徴収金を完納していること。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税に係る徴収金並びに法人にあっては法人税に係る徴収金を完納していること。</p> <p>(3) 個人にあっては、県内の在住市町が課する個人住民税に係る徴収金を完納していること。</p> <p>(4) 第4条第1項の市町からの推薦書の交付を受けていること。</p>
----------	---

○別表第3（第4条、第9条関係）

補助金の交付要件	<p>次の各号の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) 第4条第2項の事業承認通知の交付を受けていること。</p> <p>(2) 令和7年3月末までに、対象入居企業1社以上との賃貸借契約を締結していること。なお、対象入居企業は補助事業者又は補助事業者と資本関係にある企業でないこと。</p>
補助対象経費	<p>対象施設の整備（店舗等他の目的に使用する部分を除く）に必要な工事費、調査設計費、その他知事が必要と認める経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。</p> <p>他の目的を持つ施設を、同一建物内に複合施設として整備する場合には、単独で持つことが合理的でない認められる廊下、階段、機械室、玄関、事務室等を共用部分として取り扱うことができる。共用部分の整備は、原則としてそれぞれの専有面積により按分して補助対象経費を決定することができるものとする。</p> <p>遊休施設（現に使用されていない施設をいう。）等を取得して、オフィスビルに改修する場合、建物取得経費も補助の対象とし、複合施設及び共用部分は上記の例により取り扱う。ただし、土地の取得等に要した経費、既存施設の解体に要した経費</p>

	は含まれないものとする。
補助金の額及び限度額	<p>&lt;本補助金とともに、特定市町において、補助事業者に対し対象施設の整備に係る補助金を交付する場合&gt;</p> <p>補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とする（千円未満切捨）。 交付限度額については、対象施設1棟当たり25,000千円とする。</p> <p>&lt;上記以外&gt;</p> <p>補助金の額は、補助対象経費に10分の1を乗じて得た額とする（千円未満切捨）。 交付限度額については、対象施設1棟当たり10,000千円とする。</p>

○別表第4（第8条関係）

提出書類	<p>(1) 法人にあつては登記事項証明書</p> <p>(2) 個人にあつては、住民票の写し</p> <p>(3) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、佐賀県が発行した県税（延滞金等を含む）の全項目に未納がないことを確認できる納税証明書</p> <p>(4) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税並びに法人にあつては法人税に未納がないことを確認できる納税証明書</p> <p>(5) 個人にあつては、県内の在住市町が課する個人住民税に未納がないことを確認できる納税証明書</p> <p>(6) 対象施設の建物の登記事項証明書</p> <p>(7) 対象入居企業との賃貸契約書の写し</p>
------	---